

令和5年9月7日
子ども・若者部子ども家庭課

NPO 法人ここよみによる補助金不正受給について

NPO 法人ここよみによる「世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金」の不正受給について、以下のとおり対応することを報告する。

1 経緯

本年5月におでかけひろば「mamas」を運営するNPO 法人ここよみ※1の現代表者より、令和元年度から令和3年度にかけ※2、実績報告書上は補助金でパソコン等の物品を購入しているが、現物が見当たらないものがあり、また、補助金で行っているはずの工事が行われていない疑いがあるとの申し出があった。

区は、この申し出を受けて、再度、法人内で調査して報告するように指示したところ、元職員が事実と異なる領収書により補助金を請求したこと、補助金で購入した物品等を元職員が私的に使用していたことが判明した。

※1 当該法人は令和5年4月1日から本拠を世田谷2丁目に移転し、運営している。なお、現代表者は、令和3年度途中から、おでかけひろば運営を引き継いでいる。

※2

2 NPO 法人ここよみ おでかけひろば mamas について

(1)NPO 法人ここよみの概要

名称	NPO 法人ここよみ
代表者	理事 板橋 麻紀 (令和5年1月より)
所在地	世田谷区世田谷2丁目12番5号
法人設立	平成23年11月28日
主な事業	子育て支援に関する事業 おでかけひろば運営、利用者支援事業

(2)おでかけひろば mamas の概要

運営開始	平成28年6月
場所	世田谷区世田谷2丁目12番5号(令和5年4月1日移転)
対象	未就学児(主に0歳から3歳児)
施設面積	約24㎡(おでかけひろば分のみ)

3 現地調査

令和5年8月23日に、移転前のおでかけひろばにおいて現地調査を行い、工事の実態の有無や補助金で購入した物品の確認を行った。一部の物品について現物の確認ができたものの、おでかけひろば事業としての使用が認められなかった。また、物品の多くが確認できなかったことに加え、実績として報告されたトイレ改修工事などが行われていない事実を確認した。

4 返還を求める件数及び金額について

(1) 年度別内訳

① 令和元年度 (3件 28,127円)

私的な目的で使用された物品	1件
おでかけひろば事業での使用が確認できない物品	2件

② 令和2年度 (25件 1,130,988円)	
私的な目的で使用された物品	6件
おでかけひろば事業での使用が確認できない物品	12件
架空の領収書で補助金が請求をされた工事費	1件
処分制限財産として未償却残高の返金を求めるもの	2件
紛失により現物の確認ができないもの	2件
コピー機等の使用料で事業使用の枚数等を確認できないもの	2件

③ 令和3年度 (10件 248,513円)	
私的な目的で使用された物品	4件
おでかけひろば事業での使用が確認できない物品	1件
処分制限財産として未償却残高の返金を求めるもの	1件
コピー機等の使用料で事業使用の枚数等を確認できないもの	4件

(2) 合計
38件 1,407,628円

5 対応

令和5年8月23日に購入物品の有無及び工事個所の確認を行った結果、購入及び工事実績が認められなかった経費について、令和5年9月1日に補助金の交付決定の一部を取り消し、返還を命じた。

なお、補助金の返還にあたっては、要綱第17条に基づき、違約加算金も徴収する。

また、そのほかの現在補助を受ける全てのおでかけひろば運営事業者に対し、過去5年間に補助金の受給を受けて実施した工事及び、耐用年数を経過していない購入物品について、現状の確認を行う。

6 おでかけひろば運営について

今後、NPO法人ここよみに対する世田谷区おでかけひろば運営費補助金の交付は行わない。ただし、当該法人が運営するおでかけひろば「mamas」について、利用者及び利用者支援事業への影響に鑑み、令和5年度末までの運営を継続することとし、それまでの運営費補助は継続するが、人件費や光熱水費等必要最低限の経費を補助対象とし、消耗品以外の物品購入経費や利用者の安全等を脅かすなど緊急を要する工事を除く工事費等は認めない。

なお今後、令和6年度の利用者支援事業の実施に向けては、新たなプロポーザルの実施を予定する。

7 おでかけひろば運営費補助金交付に係る区の審査について

おでかけひろば運営費補助金は、四半期ごとに実績報告書を提出させ、内容の審査を行っている。審査に当たっては、領収書等支払いの事実が分かる書類で確認を行っている。

8 再発防止策

本件については、購入の事実はあるが、私的に使用していた物品が多数あり、購入後の使用についてまで確認することができなかった。加えて、改修工事に関して、事実と異なる領収書の提出がなされており、その不正を見抜くことは困難であったため、全ての補助事業者に対し本事案を周知し、補助事業費の適正な支出を改めて求める。また、実績報告書の内容審査に当たって、疑義等が生じた場合は、補助事業者に説明を求めるものとし、工事及び備品又は備品に類する物品を購入する場合は、事前に区への報告を求め、実績報告時に当該工事箇所及び物品の写真の提出を必須とする。